

DX 推進事業交付要領

1 目的

中小・小規模事業者が主体的に変革し、競争力の強化や業務効率化などを進めるためには DX への取り組みが求められている。そこで、会員事業所に必要なアドバイスをを行うとともに補助を行い、積極的に DX を進めていく。

2 申請できる事業者の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者であること。

- (1) 申請日の 6 か月以上前から伊奈町商工会会員であること。
- (2) 伊奈町商工会及び埼玉県商工会連合会に所属する DX 推進員（以下、DX 推進員という）の助言を受けていること。
- (3) 伊奈町内に事業所または事務所があり、現在も引き続き営業していること。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、DX 推進員の助言に基づいて実施する事業であること。

ただし、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又は、社会通念上、不相当であると判断される場合。
- (2) この要領の規定により補助金の交付を受けたことがある事業。
- (3) 伊奈町商工会に事前に相談なく実施した事業。
- (4) その他、伊奈町商工会長が適当でないとする事業。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までに納品を受け、支払いが完了している DX 推進員に助言され購入した経費（以下、補助対象経費という）とする。

また、契約期間が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日を超える使用権等を購入する場合は、按分の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象とする。

5 補助対象外経費

補助金の交付の対象外となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) DX 推進員に助言されていないもの。
- (2) 必要書類（請求書又は納品書、領収書又は振込明細書）を用意できないもの。
- (3) 不動産購入に関わる費用。
- (4) 金融機関などへ支払う振込手数料。
- (5) 公租公課。
- (6) 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの。
- (7) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の調達に係る経費。

- (8) 国等が助成する他の制度と重複する経費。
- (9) その他、伊奈町商工会長が適当でないと認める経費。

6 補助金の額

補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（上限10万円、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額）。

7 申請時に必要な書類

- (1) 様式1（DX推進事業事業交付申請書）
- (2) 別紙1（経費支出予定表）

8 請求時に必要な書類

- (1) 様式2（DX推進事業請求書）
- (2) 別紙2（経費支出管理表）
- (3) 補助対象経費の請求書又は納品書
- (4) 補助対象経費の領収書又は振込明細書

9 申請期限

令和6年1月31日まで。

ただし、申請額が予算額に達した時点で締め切り。

10 請求期限

令和6年2月29日